

高額療養費制度が見直されます！

ひと月の医療費の上限額を定め、医療費の負担を軽減する高額療養費制度が令和8年8月診療分から見直されます。

これまでのひと月あたりの限度額に加え、年間の限度額が新設され、長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能が強化されます。

〈ひと月の区分ごとの限度額〉

適用区分		これまでの限度額		見直し後の限度額	
70歳未満	70歳以上	入院＋外来 (世帯)	外来のみ (個人)	入院＋外来 (世帯)	外来のみ (個人)
ア	現役並みⅢ	252,600円＋1% 《140,100円》	—	270,300円＋1% 《140,100円》	—
イ	現役並みⅡ	167,400円＋1% 《93,000円》	—	179,100円＋1% 《93,000円》	—
ウ	現役並みⅠ	80,100円＋1% 《44,400円》	—	85,800円＋1% 《44,400円》	—
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	57,600円 《44,400円》	18,000円 【年間144,000円】	61,500円 《44,400円》	22,000円 【年間216,000円】
オ	—	35,400円 《24,600円》	—	36,900円 《24,600円》	—
—	非課税世帯Ⅱ	24,600円	8,000円	25,700円 《24,600円》	11,000円 【年間96,000円】
—	非課税世帯Ⅰ	15,000円	8,000円	15,700円	8,000円

※世帯の欄の《 》の中の金額は直近12カ月の中で3回以上限度額の適用を受けた場合に4回目以降に適用される限度額です（多数回該当といいます）

※外来のみの限度額は70歳以上で負担区分が一般以下の方にのみ適用され、ひと月の限度額のほか、【 】のとおり年間の限度額が設定されています（外来特例といいます）

〈新制度：年間の限度額〉

適用区分		年間上限 (世帯)
70歳未満	70歳以上	
ア	現役並みⅢ	1,680,000円
イ	現役並みⅡ	1,110,000円
ウ	現役並みⅠ	530,000円
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	530,000円
オ	—	290,000円
—	非課税Ⅱ	290,000円
—	非課税Ⅰ	180,000円

年間上限額の新設により、次のいずれかに該当する場合は、年間の医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで多数回該当に該当しなかった方
- ・見直しにより多数回該当の対象から外れる方
- ・毎月高額療養費を利用している方
- ・高度な医療を受けている方

※年間で上限額を超えた場合、超えた分は申請により償還払いにて支給されます

お問い合わせ先：福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682